（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十九条　密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十一条中「申請し、又は同項の協議を申し出よう」を「申請しよう」に改める。

第五十九条中「、第百九十一条第一項及び第百九十二条第一項、法第百九十三条において準用する都市再開発法第六十二条第一項及び第二項、法第百九十七条、第二百三十三条第二項及び第三項並びに第二百八十三条第一項並びに同条第三項において準用する都市計画法第八十一条第一項から第三項まで及び第八十二条第一項」を削る。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第二十条　都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一号イ(3)を削り、同号ロ中「もの」の下に「（国又は都道府県が設置するものに限る。）」を加え、同条第二号中「掲げる市街地開発事業」の下に「であって、国の機関又は都道府県が施行すると見込まれるもの」を加える。

第十五条第二号を削り、同条第三号中「もの」の下に「（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号中「緑地保全地域」の下に「（二以上の市町村の区域にわたるものに限る。）」を加え、「以上の」を「以上で、かつ、二以上の市町村の区域にわたる」に改め、同号を同条第三号とする。

（マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「―第三十二条」を「・第三十一条」に改める。

第十六条及び第二十四条中「都道府県知事」の下に「（市の区域内にあっては、当該市の長）」を加える。

第二十六条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条第二項後段を次のように改める。

この場合において、第七条第二項中「前項」とあるのは「第二十六条第一項」と、「組合」とあるのは「都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）」と、同条第三項中「組合は」とあるのは「都道府県知事等は」と、同条第四項及び第十一条第一項中「組合に」とあるのは「都道府県知事等に」と、第八条第四項、第九条第一項、第十条第二項並びに第十一条第二項及び第三項中「組合」とあるのは「都道府県知事等」と、第八条第八項から第十一項までの規定及び第十条第一項中「理事長」とあるのは「都道府県知事等が指名するその職員」と読み替えるものとする。

第三十条を削る。

第三十一条中「市町村」を「町村」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加え、同条を第三十条とし、第三十二条を第三十一条とする。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第二十二条　独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第九号中「（同法第五十二条の二第二項（同法第五十七条の三第一項において準用する場合を含む。）、第五十三条第二項」を「、第四十三条第三項、第五十二条の二第二項（同法第五十三条第二項、第五十七条の三第一項」に改め、「、第四十三条第三項」を削る。

（景観法施行令の一部改正）

第二十三条　景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「若しくは第十八条第一項の許可」を「の許可若しくは同法第十八条第二項の規定による届出」に改め、同条第三号中「第四条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第十一号中「若しくは同法第九十六条の二第一項の同意」を削り、「若しくは第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項」を「、第八十七条の二第一項若しくは第九十六条の二第一項」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第二十四条　日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項の表第三十四条の三第二号の項中「第十七条第三項」を「第十七条第四項」に改める。

（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十五条　地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「市町村」を「町村」に改め、同条第一項中「市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市を除く。以下同じ。）」を「町村」に、「当該市町村」に改め、同条第二項から第五項までの規定中「市町村」を「町村」に改める。

（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令の一部改正）

第二十六条　広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令（平成十九年政令第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「第五条第二項第二号」を「第五条第二項第一号」に改める。

（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正）

第二十七条　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「認定市町村」を「認定町村」に改める。

（空港法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第二十八条　空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第三条第四項」を「附則第三条第五項」に改める。

（内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令の一部改正）

第二十九条　内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第七号カ中「第五条第二項第二号及び第四号」を「第五条第二項第二号及び第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第十四条の規定の施行の際現に効力を有する都市計画法第五十八条第一項の規定に基づく条例（都道府県が定めたものに限る。以下この条において「現条例」という。）は、第十四条の規定の施行の日から起算して三年を経過する日までの間は、同条の規定による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（以下この条において「新令」という。）で定める基準に従ったものとみなす。ただし、その日以前に、都道府県が新令で定める基準に従った条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち面積が十ヘクタール以上の風致地区（二以上の市町村（都の特別区を含む。以下この条において同じ。）の区域にわたるものに限る。）に係る部分、市町村が新令で定める基準に従った条例の制定及び施行をしたときは現条例のうち当該市町村の区域における面積が十ヘクタール以上の風致地区に係る部分については、それぞれ当該新令で定める基準に従った条例の施行の日以後は、この限りでない。